

質問に対する事務局回答

No	カテゴリ	質問内容	回答
1	応募方法	応募書類と提出方法に関して、別紙1～3については、貴社が提案毎に個別に発行するクラウド型ファイル送受信サービス(SECUREDELIVER)により、提案書本体と別に提出とありますが、弊社のセキュリティの都合上、弊社指定のクラウド型ファイル送受信サービス以外へのアップロードが不可となっています。弊社指定のクラウド型ファイル送受信サービスからの提出でも差し支えないでしょうか？	会社のセキュリティポリシー等により、SECURE DELIVERの利用が難しい場合、提案者側のご判断で、提案者側が利用可能なシステムでも、差し支えないものとしませんが、提出方法について事前に相談が必要です。また、事前にダミーファイルを活用し、疎通確認を行う等のご対応をお願いいたします。
2	公募要領	公募要領 III 実証機関の役割 複数の法人等として応募する場合、必ず実証機関をコンソーシアムとして申請を行う必要があるのか。	コンソーシアムの形成方法に関係なく、実証機関を構成する機関等の構成は、すべて明らかにして申請することを要します。
3	公募要領	公募要領 IV 応募等 1. 応募資格等 1) 応募者の資格要件 イ. 実証機関としての要件 ③実証機関の表記に含まれない法人に対する再委託を制限する表記であって、例えば代表機関から実証機関に含まれる法人に対し開発の一部を委託することについては問題ないか。	代表機関から実証機関に含まれる法人に対し開発の一部を委託することを制限する趣旨ではありません。なお、実証機関外への再委託・外注については、経理処理マニュアル(案)を併せて参照してください。
4	公募要領	公募要領 IV 応募等 1. 応募資格等 1) 応募者の資格要件 イ. 実証機関としての要件 ④通信システムに関する検証の経験、⑤通信負荷の低減・通信量の確保等に資する AI 検証と同種・類似の事業(研究開発を含む。)の経験とは具体的にどのような経験を指すか。	本検証においては、AIを用いた通信負荷の低減・通信量の確保に係る実証を行い、技術面有効性、社会的・経済的效果、拡張可能性等について検証することとしております。 該当箇所は、この検証を行うにあたって必要な経験を指しており、他人の需要に応じたものであるかは問いませんので、通信システムやAI等、関連の検証を行った経験等(ただし公知のものに限ります)を提案の中で示してください。
5	公募要領	公募要領 IV 応募等 1. 応募資格等 1) 応募者の資格要件 二. 実証機関の構成員としての共通要件 実証機関に県立病院が含まれる場合、地方公共団体としての扱いでよいのか。	県立病院は地方独立行政法人に移行している場合などがあるところ必ずしも地方公共団体であるとは限りませんが、当該応募者の資格要件には該当するものと考えられます。
6	契約条件	別添3 本業務を受託する者が遵守すべき事項 1 作業開始前の遵守事項 情報管理計画書のフォーマットは、採択後三菱総研側から提供される認識でよいのか。	情報管理計画書に係る必要なフォーマット等については別途採択後に当社より提供する予定です。
7	契約条件	契約書 契約書内容については、実証機関ごと個別に調整させていただくことは対応可能なのか。	公募要領 IV 応募等 1. 応募資格等 1) 応募者の資格要件口. 代表機関としての要件 「⑥業務委託契約の締結に当たっては、株式会社三菱総合研究所から提示する業務委託契約書(請負)に合意できること。」と定めているところ、個別に調整することは想定しておりません。
8	契約条件	契約書 第 2 条(成果物の納入)1. 成果物とは公募要領にある成果報告書のことであり、公募要領「VII-1-3) 成果に係る知的財産権の帰属等」の通り、本実証により開発されたサービスの帰属先は実証機関である認識に相違ないか。(総務省/三菱総研側へ移転しない)	成果物は成果報告書を指します。ご質問のサービスが意味するところが必ずしも明らかではありませんが、契約書第6条及び第20条の規定が適用されるものと想定されますので、ご確認をお願いいたします。知的財産権について自己に帰属させることを希望する場合は、契約書第6条第8項の規定による手続きを行う必要がありますので、契約条件を十分にご確認ください。さらに、契約書第6条第8項の規定による手続きにより知的財産権が留保されるのは「発明者等」に対してであって、実証機関の再委託先の場合、必ずしも実証機関を構成する機関に帰属するとは限らない点もあわせてご留意ください。知的財産権の帰属先を実証機関を構成する機関としたい場合は、「発明者等」から当該機関に対する知的財産権の譲渡を別途行う必要があると想定されますが、当社はこの譲渡に関与することはありません。
9	契約条件	契約書 第 3 条(委託料の支払)2. 委託料の支払いはすべての業務が完了した後、3月末までの検収を以って、4月末に支払われる認識で良いか。例えば、半期毎(4-9月、10-3月)に分けて検収/支払いを受けることはできないのか。	業務履行期限は令和8年1月末です。支払時期は当社の規定に基づいて行われますが、令和8年4月末を超えることは想定しておりません。また、所謂概算払いを含む業務完了前の支払は一切行うことができません。

質問に対する事務局回答

No	カテゴリ	質問内容	回答
10	契約条件	<p>契約書 第6条(知的財産権等)4. 「本契約履行過程で生じた、著作権法第27条及び第28条に定める権利を含むすべての著作権(ただし、第9項に定める届出があった場合を除く。)及びノウハウ(営業秘密)は、甲を通じて総務省に帰属させるものとし、甲(最終的には総務省)が独占的に使用するものとする。」と公募要領「VII-1-3) 成果に係る知的財産権の帰属等」との関係及び解釈を明らかにしたく、本実証により開発されたサービスの帰属先は実証機関である認識に相違ないか。(総務省/三菱総研側へ移転しない)</p>	<p>公募要領「VII-1-3) 成果に係る知的財産権の帰属等」の内容は、契約書第6条第8項に規定されている内容と同一です。 知的財産権について自己に帰属させることを希望する場合は、契約書第6条第8項の規定による手続きを行う必要がありますので、契約条件を十分にご確認ください。さらに、契約書第6条第8項の規定による手続きにより知的財産権が留保されるのは「発明者等」に対してであって、実証機関の再委託先の場合、必ずしも実証機関を構成する機関に帰属するとは限らない点もあわせてご注意ください。知的財産権の帰属先を実証機関を構成する機関としたい場合は、「発明者等」から当該機関に対する知的財産権の譲渡を別途行う必要があると想定されますが、当社はこの譲渡に関与することはありません。</p>
11	契約条件	<p>契約書 第10条(再委託)1. 再委託先について、甲の承諾を得るためのフォーマットは提示していただけのののか。</p>	<p>再委託に係る必要なフォーマット等については別途採択後に当社より提供する予定です。</p>
12	経理処理	<p>技術お披露目の場として展示会へ出展する場合、その費用は対象となるのでしょうか。</p>	<p>公募要領における実証の具体的内容としての普及啓発活動を行うための費用については、計上対象となりますが、実施計画に予め記載する必要があります点、当社との協議を要する点は、ご留意いただければと存じませぬ。個別の費目に係る対象有無については、経理処理マニュアル(案)をご確認いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
13	提案書	<p>■提案書の4(2)事業実施体制について ①業務統括責任者(プロジェクトリーダー)はその他の責任者(経理、業務、情報)より上位職の必要があるのでしょうか。 ②経理統括責任者と経理責任者など同じ者が兼務することは可能でしょうか。 今回、我々では、コンソーシアムは立ち上げないため、統括責任者と責任者は兼務を考慮しております。 ③情報部門と経理部門の兼務は可能でしょうか。</p>	<p>①上位職であるという制限はありません。公募要領に記載の要件に基づき選任をお願いいたします。 ②単独の企業・団体等で応募される場合は、「代表機関としての要件」に規定される業務統括責任者、経理統括責任者、情報管理統括責任者の設置をお願いいたします。コンソーシアムを立ち上げる場合は、代表機関以外の各企業・団体等において、「コンソーシアムについての要件」に規定される業務責任者、経理責任者、情報管理責任者の設置をお願いいたします。 ③実証の実施に支障がなければ、同一の方を選任しても差し支えありません。</p>
14	経理処理	<p>人件費単価の試算につきまして、派遣社員が本プロジェクトに携わる場合の単価計算(日)は派遣社員の契約金額を用いて試算して良いのでしょうか? 例: 派遣社員契約金額(月) / 稼働日</p>	<p>単価計算においては、日単位ではなく、時間あたりの単価の計算を要します。</p>
15	経理処理	<p>人件費単価の試算につきまして、経理処理マニュアルには時間単価手法が1~4までありますが、団体ごとに異なっても問題ないのでしょうか? 例: 代表機関は手法1、構成員は手法2</p>	<p>団体ごとに時間単価手法が異なることは問題ございません。</p>
16	経理処理	<p>最終的な委託金の支払いにつきまして、三菱総合研究所から代表事業者へ全額が支払われ、代表事業者が各構成員にそれぞれが要した費用を支払う流れでしょうか(この場合、代表事業者が構成員に対して発注・支払いが生じる)。あるいは、三菱総合研究所から代表事業者・構成員それぞれに要した費用が支払われるのでしょうか。</p>	<p>当社からは、代表機関(コンソーシアムの場合)に対して全額を支払う想定です。</p>
17	提案書	<p>別紙4支出計画書と提案書 6経費支出計画(経費内訳)の記載につきまして、代表機関・構成員それぞれで記載する理解で良いのでしょうか? またその場合、同じ表の中に代表機関・構成員の費用を纏めるべきでしょうか?あるいは別表にわけのべきでしょうか?</p>	<p>1つの表の中に代表機関・構成員の費用を纏めて記載してください。</p>
18	提案書	<p>事業実施責任者(業務統括責任者、経理統括責任者、情報管理統括責任者、業務責任者、経理責任者、情報管理責任者)の設定につきまして、同一人物が複数責任者を兼ねても問題ないでしょうか?(各役割の遂行能力・条件を満たしていることを前提として)</p>	<p>実証の実施に支障がなければ、同一の方を選任しても差し支えありません。</p>

質問に対する事務局回答

No	カテゴリ	質問内容	回答
19	提案書	提案書の4.(1)② 同種・類似業務の経験について、該当する業務がない場合は空欄で問題ないでしょうか。	ご認識のとおりで問題ございません。ただし、応募者の資格要件に該当していることがわかるように、提案書の作成をお願いいたします。
20	提案書	別紙1～3ですが、コンソーシアムを組まず企業単独でエントリーする場合、委託先や外注先に対しても必要なのでしょうか。	委託先や外注先に対しては、別紙1～3の提出は不要ですが、本質的な業務に係る部分は実証機関に含めていただく必要がございますので、その点について改めてご確認をお願いいたします。
21	経理処理	(公募説明会中のご質問) 対象経費について、実証終了後、機器の撤去費は含まれますか。仮に含まれるのであれば、証憑、確認書類として必要な書類を教えてください。	撤去費について、実証の内容に応じて、経費精算の対象自体が直接関わり、必要性が合理的に示されるのであれば、計上対象となります。実施計画に予め記載する必要がある点、当社との協議を要する点は、ご留意いただければと存じます。なお、契約期間外の費用計上は認められませんので、あわせてご注意ください。 証憑等につきましては、経理処理マニュアル(案)の工事費、保守費、改造処理費の項目をご確認いただけますようお願いいたします。具体的な事項につきまして確認等がございましたら、質問票にてご質問をお願いいたします。
22	その他	(公募説明会中のご質問) 本日の説明資料は、ホームページに掲載されますでしょうか。	本日の説明資料は、別途ホームページへの掲載を予定しております。また、公募説明会でいただいたご質問に関しても、個人情報等を除いたうえ、回答を含めてホームページに掲載する予定でございます。
23	公募要領	(公募説明会中のご質問) 本実証は、AIを全面に出した実証実験と理解しており、少しハードルが高く感じているが、AIの代わりに高性能小型コンピューター、もしくはマイクロコンピュータを用いた基礎的な通信負荷の低減といった内容でも応募可能でしょうか。	本実証は、AIを用いた通信負荷の低減・通信量の確保等がテーマであり、公募説明会でご説明した背景・目的に基づく事業となります。通信負荷を低減し地域社会・産業課題の解決に資するという点に合致していれば提案いただくことは可能と考えておりますので、公募要領の審査基準もご確認いただき、ご検討をお願いいたします。具体的な事項につきまして確認等がございましたら、質問票にてご質問をお願いいたします。
24	公募要領	(公募説明会中のご質問) 組織づくりについてコンソーシアムを構築した場合、契約は、三菱総合研究所と代表機関だけの契約になるのでしょうか。また、その場合、代表機関とその他の参画機関との契約は、どのように結んでいくことになりますか。	ご認識のとおり、コンソーシアムを組成する場合においては、当社と代表機関の間での契約締結を想定しております。 コンソーシアム内の契約規定等につきましては、コンソーシアム内でご判断いただければと思います。
25	公募要領	(公募説明会中のご質問) 研究の本質的な部分は再委託という形は取れないことについて、複数機関からなる実証機関との関係性も代表機関以外が本質的な部分を担うのであれば、再委託という形が取れないことになるのでしょうか。実証機関との関係性は、受託委託の関係を組んではいけないことになりますか。また、「実証の遂行に係る本質的な部分の再委託は認めません。」とありますが、実証機関(コンソーシアム)と再委託先事業者が再委託という関係になっても問題はないのでしょうか。	検証に係る本質的な部分は、実証機関内でコントロールして進めていただき、再委託事業者が実証機関のコントロール外に置かれることがないよう、進めていただきたい主旨でございます。そのため、検証の実施にあたり本質的な部分を担う機関が代表機関と別の場合は、実証機関の中に含めるようお願いいたします。なお、コンソーシアムの形成方法は特に指定いたしませんので、コンソーシアム内の契約規定等につきましては、コンソーシアム内でご判断いただければと思います。
26	提案書	(公募説明会中のご質問) KGI・KPIの効果検証について、例えば経済的価値のコストを削減や投資的効果との説明がりましたが、それを定量的に説明するのは少々難しい印象を持っておりますが、どのような効果の説明を想定されておりますでしょうか。	公募要領にも示しておりますとおり、経済的価値・社会的効果の大きく二つを想定しており、その中で経済的価値は、コスト削減効果、投資対効果等といった観点で、定量的な検証になると考えております。 検証する技術・内容に応じて、多様な効果が想定されるところ、公募要領の内容を例示として捉えていただき、検証内容とあわせた効果測定方法等をご提案いただければと考えております。
27	提案書	(公募説明会中のご質問) 投資対効果について、比較対象となるものがあるかと思っており、他社の既存のソリューションを含め実証を行うのか、または、定量的に検証すればよいのか教えてください。	基本的には、後者と考えております。今回の検証において、必ずしも他社の既存ソリューションを分析し比較をするという必要はないと考えており、検証の中で効果が見える化できる方法等をご提案いただければと考えております。

質問に対する事務局回答

No	カテゴリ	質問内容	回答
28	その他	(公募説明会中のご質問) 実証期間は何ヶ月になりますか。	公募要領に記載があるとおり、準備期間の進捗状況にもよりますが、実証開始は5月中旬以降となり、来年1月末を業務請負契約の期限として想定しております。
29	公募要領	(公募説明会中のご質問) コンソーシアムの形成について、産官学という形成が必要であるか、または、例えば大学同士の形成であっても可能でしょうか。	検証において公募要領に記載の必要な実施体制が整えば、大学同士でのご提案でも問題ございません。
30	その他	(公募説明会中のご質問) 中間報告会と内容と視察会について、関係性と時期について教えてください。	実証視察会につきましては、実証期間内に、実際のフィールド等で実施いただくことを想定しております。具体的には、関係機関、関係者の方にお越しいただき、視察や検証に係るご説明・意見交換等を行うことを想定しております。 時期は、実証機関とご相談の上最適な時期で開催する形を想定しております。
31	その他	(公募説明会中のご質問) 中間報告会と最終報告会の会議形式について教えてください。	基本的にはWeb形式での開催を想定いただければと思います。
32	その他	(公募説明会中のご質問) 視察会に関して、採択された事業は全員受けることになりますか。それとも三菱総合研究所や総務省から指名された事業に限られるのでしょうか。	視察会は、採択された全ての事業において、AIを用いた通信負荷の低減・通信量の確保等の社会実装に関心のある地方公共団体や関係省庁等に対する普及啓発の一環として、実際の検証の様子等の視察や事業概要の説明等を実施することを想定しています(一般的には、2時間～半日程度のプログラムになると想定しております)。 なお、コンソーシアムに属するすべての企業に対する視察を想定するものではありません。 また、実証機関が、他の実証機関の視察会に参加する必要はございません。
33	契約条件	外注で製作しましたソフトウェア(ミドルウェア等)の所有権や販売権はどのようになりますでしょうか？ 参画した民間企業が実証した仕組みを社会実装しようとする時、当該ソフトウェアを利用することになるケースが考えられます。	ソフトウェアは、委託業務を実施するために購入又は製造した取得財産に該当すると考えます。所有権については、業務委託(請負)契約書(案)第20条の2第1項に記載がある通り、総務省及び三菱総合研究所に帰属しないものと考えます。 販売権については、業務委託(請負)契約書(案)第6条第8項に基づく手続がなされることが条件になりますが、発明等に係る知的財産権は「発明者等」(貴社と発明者等が異なる場合、必ずしも貴社とは限らない。)に帰属されます。 いわゆる「販売権」は、知的財産権を実施する権利の一部という意味で質問されているものと認識しますが、もし貴社が社会実装する場合は、「発明者等」から貴社に対し、知的財産権の譲渡又は実施許諾が必要になるものと認識しています。 上記の手続及び知的財産権の譲渡又は実施許諾によっても、特に必要がある場合には、総務省が知的財産権を無償で利用する権利を許諾される場合や、総務省・当社・貴社以外の第三者が当該知的財産権を実施する権利を許諾される場合があり得ますので、念のため申し添えます。詳しくは、業務委託(請負)契約書(案)第6条を参照して下さい。
34	提案書	公募要領 IV 応募等 1. 応募資格等 1) 応募者の資格要件 ハ、コンソーシアムについての要件(コンソーシアムを組成する場合)②1 ポリ目 代表機関を除く参加機関は、必ず業務責任者、情報管理責任者及び経理責任者を設定する必要があるのか。 また、例えば業務責任者が情報管理責任者を兼務することは可能なのか。	コンソーシアムを組成する場合は、代表機関以外の各企業・団体等において、「コンソーシアムについての要件」に規定される業務責任者、経理責任者、情報管理責任者の設置をお願いいたします。 実証の実施に支障がなければ、同一の方が役割を兼務することは差し支えありません。
35	提案書	■提案書の4(2)事業実施体制について ①同じ部門内(経理、情報のそれぞれ)で、責任者が統括責任者を兼務することは可能でしょうか。例えば、経理責任者が経理統括責任者を兼務するなどです。	代表機関においては経理責任者に相当する立場の方は経理統括責任者と同じである認識です。コンソーシアムを立ち上げる場合は、代表機関以外の各企業・団体等において、「コンソーシアムについての要件」に規定される業務責任者、経理責任者、情報管理責任者の設置をお願いいたします。

質問に対する事務局回答

No	カテゴリ	質問内容	回答
36	提案書	<p>質問① 事業実施責任者(業務統括責任者、経理統括責任者、情報管理統括責任者、業務責任者、経理責任者、情報管理責任者)の記入についてです。当方どもは3大学とコンソーシアムを形成し提案を予定しております。事業実施責任者(業務統括責任者、経理統括責任者、情報管理統括責任者、業務責任者、経理責任者、情報管理責任者)はコンソーシアム内で、割り当てを決める形で良いでしょうか？ その場合、1人の者が業務統括責任者と業務責任者を兼任(1人者が情報管理統括責任者と情報管理責任者を兼任)することは可能でしょうか？</p> <p>質問② 当方法人にも、法人本部が定める情報管理統括責任者と情報管理責任者がおります。今回の提案書では、あくまでのコンソーシアム内での役割分担で宜しいのでしょうか？</p>	<p>①ご提案の実証内容を適切に遂行いただく主旨で、複数の機関で連携して提案される場合は、代表機関を選定いただくか、民法上の組合契約によるコンソーシアム形成等をお願いしております。その上で、代表機関に業務統括責任者、経理統括責任者、情報管理統括責任を設置いただき、代表機関以外の構成員において、業務責任者、経理責任者、情報管理責任者を設置いただくことを想定しております。なお、実証の実施に支障がなければ、1つの企業・団体の中で、複数の役割を兼務いただくことは問題ございません。</p> <p>②ご認識のとおり(コンソーシアム内での役割分担というご認識)で問題ございません。</p>
37	提案書	<p>本提案にあたり、我々を代表機関とし、参画いただく協力企業と業務委託契約を締結して共同提案することを検討しています。その際の別紙4支出計画としては、以下のどちらを提出することが期待されておりますでしょうか。</p> <p>①参画機関がそれぞれに支出計画を策定して複数シートを提出する ②参画機関の支出計画は、代表機関の外注費としてまとめて計上して1つのシートのみ提出する</p>	<p>支出計画書は、実証機関ごとに作成いただく必要はございません。実証機関全体の費用内訳としてご提出ください。 すなわち、代表機関以外の実証機関における経費につきましては外注費に計上せず具体的な費目としてご記載ください。</p>
38	提案書	<p>提案書 7. その他 - (2) - ③データを受領・保管する際の取り決めについてにおいて、本事業における独自の基準などはありますでしょうか。(事前承諾や保存期間・場所などについて)それとも、各事業者にて関連法規やガイドラインを確認したうえで、取り決めを自主的に定めて記載するものでしょうか。☒</p>	<p>公募要領7章もご確認の上、提案書において基本方式を記載いただくようお願いいたします。本事業の独自の基準に基づき記載いただくものではなく、実証内容を踏まえて、実証機関において、どのような取り決めのもと対応いただくかの基本方針のご記載をお願いいたします。</p>
39	提案書	<p>別紙における「情報管理統括責任者・情報管理責任者」経歴書については、それぞれ提出とありますが、組織図に基づき各機関ごとに以下を1枚ずつ提出する形でしょうか。 代表機関:情報管理統括責任者 その他の参画機関:情報管理責任者</p>	<p>ご認識の通り、構成員毎にご提出をお願いいたします。</p>
40	提案書	<p>提案書 ② 同種・類似業務の経験 3種の実績記載を求められているが、該当がない場合は「無し」でよいのか？</p>	<p>ご認識のとおりで問題ございません。ただし、応募者の資格要件に該当していることがわかるように、提案書の作成をお願いいたします。</p>
41	経理処理	<p>VI 業務委託契約の締結 2. 契約上支払い対象となる経費 イ. 物品費 設備品費は取得価格が10万円以上との指定があるが、物品費一品の総額でよいのか？ 例えば 単価:5万円 ×3個 =取得価格:15万円 となり、形状の対象になる理解であっているか？</p>	<p>3個で一式という位置づけの物品と理解いたしました。ご認識の通りで問題ありません。ただし、具体的な内容を確認させていただく可能性がございます。</p>
42	提案書	<p>1. 協力機関(自治体、大学を想定)は業務責任者などの記載は不要か</p>	<p>ご提案の実証内容を適切に遂行いただく主旨で、複数の機関で連携して提案される場合は、代表機関を選定いただくか、民法上の組合契約によるコンソーシアム形成等をお願いしております。その上で、代表機関に業務統括責任者、経理統括責任者、情報管理統括責任を設置いただき、代表機関以外の構成員において、業務責任者、経理責任者、情報管理責任者を設置いただくことを想定しております。</p>

質問に対する事務局回答

No	カテゴリ	質問内容	回答
43	提案書	1. 応募時点で選定機器が確定していない(変更になる可能性がある機材)については採択後に変更申請など可能か。	公募要領の「審査基準」に記載のとおり、実証システムの安全性確保は審査項目のひとつであることから、応募書類提出後に機器を追加・変更等することは原則として認めません。やむを得ず機器を追加・変更等を希望される場合は、必要性や安全性等についてご説明いただいた上で弊社および総務省との協議を要します。ただし、予め代替候補機器を指定することで、その機器に変更することは認めることとします。
44	提案書	提出資料 別紙1～3 ・代表機関を除く団体においても、代表機関と同様に必ず業務責任者経歴書、情報管理責任者経歴書、及び業務従事者名簿を必ず提出する必要があるのか。	ご認識の通り、構成員毎にご提出をお願いいたします。
45	経理処理	経理処理マニュアル (3)謝金④ ・「公務員への謝金について：国又は地方公務員への謝金は、認められない。」とあるが、実証機関として公立病院に在籍する医師が本実証に関する検討やフィールドでの対応等を行う場合、人件費等謝金とは別の名目として経費を計上することは可能であるか。	経理処理マニュアル(案)「II(3)謝金」に記載の通り、「謝金」の定義は「本業務の実施に直接必要な知識、情報、意見等の交換や検討のために設置する委員会等(シンポジウム、セミナー、ワーキング・グループ等を含む。)の開催や運営に要する委員等謝金(講演等を行う外部講師を含む)」となりますので、実証機関としての人件費等は謝金に該当しません。そのため、人件費等の適切な費目としてご記載ください。
46	経理処理	経理処理マニュアル ト. 再委託・外注費: ・本実証事業のAIツール開発を代表機関から実証機関に含まれる企業に対し外注予定である。その場合、費用の取扱いとして、開発費一式として計上する形でも良いか。不可の場合、例えば実証機関から除き、外注費とした計上であれば可能であるか。 または上記いずれも不可であり、代表機関と同様、健保等級表等に基づく費用算出が必要であるか等ご教示いただきたい。	支出計画書は、実証機関全体の費用内訳としてご提出ください。すなわち、代表機関以外の実証機関における経費につきましては外注費に計上せず具体的な費目としてご記載ください。
47	提案書	今回の提案において、AIとそれを含めたソリューションを開発することを想定しています。提案書(3) AIモデル開発に係る妥当性においてAIの概要は記載する欄がありますが、AI以外のパートも含めたシステムの全容についても、こちらのパートでの記載となりますでしょうか。あるいは、必要があれば末尾に補足する形でしょうか。	システムの全容は提案書様式「2.通信システム及びAI技術に関する計画」にご記載ください。 提案書様式「3.(3)AIモデル開発に係る妥当性」においては、提案いただくAIモデル・アルゴリズムが提案書様式「1.実証の目的及び内容等」を実現するために最も効率的なシステムであることを説明するために必要な範囲でAI以外の要素についても記載ください。
48	公募要領	公募要領12ページに 事業統括責任者、事業責任者個人 との記載がありますが、業務統括責任者、業務責任者個人 の意でしょうか。	誤植があり失礼いたしました。ご認識の通りでございます。
49	経理処理	下記の人物が業務に直接従事した場合の件数を計上することは可能でしょうか。 実証機関(株式会社)の役員(取締役) 実証機関(合同会社)の代表社員 実証機関(大学)の教授	役職や雇用形態によらず、業務従事者名簿に登録されている、本業務に直接従事する担当者等の件数は計上可能です。
50	経理処理	1台8万円の装置を10台まとめて購入します。それぞれの間で通信は行うものの、独立して設置・動作します。当該装置は消耗品に該当でしょうか。	ご認識の通りで問題ありません。ただし、具体的な内容を確認させていただく可能性がございます。
51	経理処理	経費支出計画 経費内訳に記載した各項目の費用について、実施時に総額は変えずに各項目間の配分を変更することは可能でしょうか。	ご提案の内容をもとに審査・選定を行いますので、原則として変更は認めません。ただし、合理的な範囲内の変更の場合には、弊社および総務省への申請に基づき、一部の変更を認める可能性はございます。

質問に対する事務局回答

No	カテゴリ	質問内容	回答
52	経理処理	本業務の実施に必要な知識、情報、意見等の交換、検討のために設置する委員会等の委員へ公務員(県職員)が就任した場合、旅費・交通費を経費として申請することはできませんでしょうか。	原則としてはご認識の通りで問題ありません。ただし、具体的な内容を確認させていただく可能性がございます。また、弊社は経理処理マニュアル(案)「I(1)はじめに」に記載の観点で検査を行い、本業務の実施に要した経費として認められた額を契約額の範囲内において委託先に支払を行う点ご注意ください。
53	経理処理	本業務の実施に必要な知識、情報、意見等の交換、検討のために設置する委員会等の委員への謝金の経費申請について、国又は地方公務員への謝金は、認められませんが、それ以外へは認められるのでしょうか。	原則としてはご認識の通りで問題ありません。ただし、弊社は経理処理マニュアル(案)「I(1)はじめに」に記載の観点で検査を行い、本業務の実施に要した経費として認められた額を契約額の範囲内において委託先に支払を行う点ご注意ください。
54	経理処理	本業務の実施に必要な知識、情報、意見等の交換、検討のために設置する委員会等の開催回数について、本業務の実施に必要な範囲内であれば、制限はないとの理解でよろしいでしょうか。	原則としてはご認識の通りで問題ありません。ただし、弊社は経理処理マニュアル(案)「I(1)はじめに」に記載の観点で検査を行い、本業務の実施に要した経費として認められた額を契約額の範囲内において委託先に支払を行う点ご注意ください。
55	経理処理	本業務の実施に必要な知識、情報、意見等の交換、検討のために設置する委員会等をオンラインにて開催した場合でも、委員への謝金を経費として申請できる認識でよいでしょうか。	ご認識の通り、その開催形態によらず、本業務の実施に必要な知識、情報、意見等の交換、検討のために設置する委員会等の開催や運営に要する委員等謝金は計上可能です。
56	公募要領	本業務の実施に必要な知識、情報、意見等の交換、検討のために設置する委員会等の委員の人選について、採択後決定でよろしいでしょうか。	原則としてはご認識の通りで問題ありません。経理処理マニュアル(案)「II(3)謝金」に記載の通り、委員等謝金の支払対象は、実施計画書に記載された、又は契約期間内に新たに設置の届出があった委員会等における委員等に限る点ご注意ください。
57	公募要領	本業務の実施に必要な知識、情報、意見等の交換、検討のために設置する委員会等の委員の人選については、代表機関内のみで稟議書等により委員の委嘱手続を実施すれば問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	委員が所属する機関の規程に基づき、必要な場合には当該機関において委嘱手続を実施するようお願いいたします。
58	経理処理	・経理処理マニュアル(案) P.5 I.(5) 支払証憑に適格請求書発行事業者登録番号を含める必要はありますか。また、適格請求書発行事業者登録番号がないケースの取り扱いはどうなりますか。	当該実証機関(代表機関を含む)が適格請求書発行事業者である場合には、支払証憑に登録番号を記載して下さい。
59	経理処理	・経理処理マニュアル(案) P.11 II.(2) ある組織において、例えば、作業員Aは手法1、作業員Bは手法3で人件費を算出するなど、作業員ごとに人件費の算出手法を変更することは問題ありませんでしょうか。	原則としてはご認識の通りで問題ありません。ただし、具体的な内容を確認させていただく可能性がございます。また、弊社は経理処理マニュアル(案)「I(1)はじめに」に記載の観点で検査を行い、本業務の実施に要した経費として認められた額を契約額の範囲内において委託先に支払を行う点ご注意ください。
60	経理処理	・経理処理マニュアル(案) P.11 II.(2) 人件費の手法の選定は、代表を含む取締役や代表社員の参画においても同じと考えてよろしいでしょうか。 また、P.18 II.(4)②(カ)の項目では、旅費経費の項目において、管理職等の人件費の計上について説明されていますが、旅費と人件費の関係をどのように整理・理解すればよいでしょうか。	原則としてはご認識の通りで問題ありません。ただし、具体的な内容を確認させていただく可能性がございます。また、弊社は経理処理マニュアル(案)「I(1)はじめに」に記載の観点で検査を行い、本業務の実施に要した経費として認められた額を契約額の範囲内において委託先に支払を行う点ご注意ください。 また、経理処理マニュアル(案)「II(4)旅費・交通費」における人件費に係る記載は、出張中の人件費の取り扱いについて述べたものとご認識ください。
61	経理処理	・経理処理マニュアル(案) P.18 II.(4)⑤ 県内の中山間への移動は、公共交通では実質不可能で自動車での移動が最も合理性があると考えています。自動車での目的地までの移動は、社内規定に沿った交通費を支給しても問題ありませんでしょうか。	ご認識の通りで問題ありません。ただし、弊社への事前申請・承認が必要となる点ご注意ください。

質問に対する事務局回答

No	カテゴリ	質問内容	回答
62	経理処理	<p>・経理処理マニュアル(案) P.29 II.(11) 一般管理費率を所定の式で計算した結果について、提案時または契約時に確認していただけますでしょうか。計算に必要な書類は必要に応じて提出いたします。</p> <p>式: 一般管理費率=(『販売費及び一般管理費』-『販売費』)÷『売上原価』×100</p>	<p>ご相談いただけましたら対応させていただきます。</p>
63	経理処理	<p>・経理処理マニュアル(案) P.31 II.(12) 「三菱総合研究所との事前協議に基づき、その必要性および妥当性が認められた経費のみを対象とする」とありますが、例えば、予定している再委託・外注費の予算の一部分のみ認められた場合、実証の実行が実質不可能になることが予想されます。この場合、事業への参加の判断は、採択から契約にかかる期間中での判断と違って問題ありませんでしょうか。</p>	<p>ご認識の通りで問題ありませんが、基本的には必要な確認等は採択前に実施いたします。 なお、公募要領「VI 1. 1)実施計画書の作成」に記載の通り、提案書の内容や支出計画書の妥当性等を踏まえ、採択後に不要調査項目及び不要/重複ユースケースの修正を指示を行う場合があります。</p>
64	提案書	<p>・コンソーシアムについて</p> <p>X大学の教員が構成員としてコンソーシアムに参画する場合、組織の同意者としては、教員本人でよいのか、学長もしくは部局長になるのか。</p>	<p>当該教員が所属する大学の規程に基づき、兼業に該当しかつ兼業依頼等の申請が必要な場合には、大学の規程に基づきご判断ください。 なお、公募要領「IV 1. 1) ハ コンソーシアムについての要件(コンソーシアムを組成する場合)」に記載の通り、コンソーシアムを民法上の組合契約により組成する場合、コンソーシアムの構成員全てが、適格請求書発行事業者であることが要件となる点ご注意ください。</p>
65	経理処理	<p>・人件費について</p> <p>現状、国の補助金で雇用している教員・研究員等が、そのエフォートの一部を本プロジェクトに充てる形で人件費を計上出来るのか。</p>	<p>補助金で雇用された教員・研究員の参加は、公募要領「IV 3. 4)応募に当たっての注意事項⑥」に記載の「本業務以外の委託事業又は補助金事業若しくは交付金事業の採択が本業務の実施の前提となることを見込まれる提案」に該当する可能性があり、その場合には提案が無効となります。 上記項目に記載のとおり、他事業等との切り分けを明確にした上でご提案ください。</p>